

平成 20 年 1 月 28 日

各 位

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
(コード番号 8309 東証第一部)

優先出資証券発行に係わる子会社の設立について

当社は、平成 20 年 1 月 28 日開催の取締役会において、優先出資証券の発行を目的として、ケイマン諸島に当社の 100%出資子会社 “ CMTH Preferred Capital 6 (Cayman) Limited ” を設立することを決定しましたので、お知らせいたします。

今回発行する優先出資証券の概要は下記のとおりであり、今後、具体的な条件を決定する予定です。また、本優先出資証券は、自己資本比率規制における基本的項目に算入される予定です。

記

発 行 体	CMTH Preferred Capital 6 (Cayman) Limited (ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立される、当社が議決権を 100%所有する海外特別目的会社)
証 券 の 種 類	円建 配当金非累積型 永久優先出資証券 (当社普通株式への交換権は付与されません)
発 行 総 額	未定 (500 億円を目処に、投資家の需要動向等に応じて決定)
配 当 率	未定
資 金 使 途	当社の銀行子会社である中央三井信託銀行株式会社の資本増強に充当する予定
優 先 順 位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当社の劣後債権者・一般債権者に劣後し、普通株式に優先し、実質的に優先株式と同順位
発 行 形 態	私募(野村證券株式会社、大和証券エスエムピーシー株式会社、日興シティグループ証券株式会社及び新光証券株式会社が、本優先出資証券を発行価額で全額買取引受し、国内適格機関投資家に対して投資勧誘を行います)

(注)関係法令に基づく必要な届出、許認可の効力発生を前提としています。

以 上

ご注意：このお知らせは、当社の優先出資証券発行に係わる子会社設立に関して一般に公表するためのものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。また、このお知らせは、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、または登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。